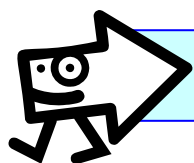


今月は「社会保険料節減方法！」その③です

communis 通信

発行：コムニスサポート有限会社
 〒343-0851 埼玉県越谷市七左町2-241-1-2F
 TEL:048-990-7338 FAX:048-990-7339
 E-mail: info@cmns.jp
 URL: <http://www.cmns.jp>



社会保険料を節減するワザ その③ 「採用時の給与に一工夫」

社会保険料は、標準報酬月額に保険料率をかけて算出されます。採用時の給与を決定する際は、標準報酬月額の各等級に対する報酬月額の幅を意識して給与額を決定しましょう。

等級	標準報酬月額	報酬月額(給与)	健康保険料	厚生年金保険料
健保18級 (厚年14級)	220,000	210,000円以上 230,000円未満	10,230円	17,274円
健保19級 (厚年15級)	240,000	230,000円以上 250,000円未満	11,160円	18,844円

【例1】新入社員Aさんの給与を22万9,500円に設定した場合 → 健保18級（厚年14級）に該当
 健康保険料10,230円＋厚生年金保険料17,274円＝27,504円

【例2】新入社員Aさんの給与を23万円に設定した場合 → 健保19級（厚年15級）に該当
 健康保険料11,160円＋厚生年金保険料18,844円＝30,004円

給与額はたった500円しか違いませんが、標準報酬月額表にあてはめると1等級の差が生じるため、社会保険料は1ヶ月2,500円も変わります。

会社負担の社会保険料も同額なので、**1年で約30,000円の節減が可能**です！



ここがポイント！

入社時の標準報酬月額を決定する際は、初任給だけでなく、通勤手当などの諸手当や残業代（見込み額）も含めて算定します。ご注意ください。

※ 3月分から協会けんぽの保険料率が変わります。上記健康保険料は、埼玉県の新料率に基づいて算定しています。

速報！

新しい助成金がありました！ご活用ください！

新卒者体験雇用奨励金（平成22年2月1日創設）

平成22年3月卒業（予定）で就職が決まっていない学生を体験雇用（1ヶ月の有期雇用）すると、1人につき8万円の奨励金がもらえます。

建設業離職者雇用開発助成金（平成22年2月8日創設）

建設業以外の事業主が45歳以上60歳未満の建設業離職者を雇い入れた場合、1人につき90万円（大企業は50万円）の助成金がもらえます。

※ 助成金の詳しい説明は無料で承っています。お気軽にお問合わせ下さい。

雇用保険関係の助成金は、一定の条件を満たす雇用保険適用事業所の事業主に対して支給されます。これら助成金の財源は事業主の方が支払われる労働保険料から賄われています。そのため、一般の融資などとは異なり、**返済の必要はありません。**